

令和 5 年度 第 2 回愛知県難聴児支援協議会

議 事 録

令和 6 年 2 月 19 日（月）

愛知県難聴児支援協議会

令和 5 年度 第 2 回愛知県難聴児支援協議会 議事録

1 日時

令和 6 年 2 月 19 日（月）午前 2 時から午後 4 時まで

2 開催場所

愛知県三の丸庁舎 B101 会議室

3 出席者

荒木紫野舞委員、江崎友子委員、岡部巨和子委員、岡本弥生委員、柏倉秀克委員、加藤久典委員、佐久間章貴委員、高橋真理子委員、中嶋宇月委員、永田靖典委員
10 名（欠席者なし）

（事務局）

福祉局福祉部障害福祉課医療療育支援室、福祉局福祉部障害福祉課、保健医療局健康医務部健康対策課、教育委員会事務局学習教育部特別支援教育課

4 議事

議題(1) 難聴児支援に関する取組の方針について
報告事項(1) 令和 6 年度県事業について議題

5 資料

次第、委員名簿、配席図、愛知県難聴児支援協議会設置要綱、資料 1～3、参考資料、追加資料 1「愛知県における難聴児をめぐる問題点と対策（案）」、追加資料 2「小中学校における言語・聴覚障害児支援の現状について」

6 開会

<障害福祉課医療療育支援室長挨拶>
<委員紹介>

7 議題(1) 難聴児支援に関する取組の方針について

（医療療育支援室 原主事）

それでは、今回会議の議題について事務局から説明いたします。

前回会議では、委員の皆様からそれぞれのお立場により個々に現状と課題について御意見をいただきました。

今回はこの現状と課題を踏まえて、これからどのようなことに取り組む必要

があるのか、そして、どのように取り組むのかについて、皆様から御意見を賜りたいと存じます。

資料１で今後のスケジュールを説明差し上げた後に、資料２で前回会議において出された現状と課題を振り返って参ります。

まず、資料１を御覧ください。

「あいち障害者福祉プラン２０２１－２０２６及び難聴児支援協議会における今後の予定」でございます。

本県では「あいち障害者福祉プラン」を策定しており、その中で難聴児支援を盛り込んでおります。

「１ あいち障害者福祉プラン２０２１－２０２６」でその概要などを説明いたします。

プランの概要としましては（１）のとおりで、法に基づいて障害者計画と障害（児）福祉計画を一体的に策定し、障害者支援に関する取組の方向性などを示しているものです。

また、「（２）計画期間」のとおり、障害者計画としては２０２６年度までを、障害（児）福祉計画としては今年度までを計画期間としており、障害（児）福祉計画については次の計画を現在策定しているところです。

次の計画では、（３）のとおり難聴児支援に関する目標の案として、「２０２６年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から発達支援につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。」としております。

案ではございますがこの目標を踏まえて、この下の「２ 難聴児支援協議会における今後の予定」では、これからの進め方をお示ししております。

今年度は取組方針の検討を行い、来年度は取組内容・方法の具体的な検討を行います。

そして、検討の結果に応じて、２０２５年度には必要に応じて事業の予算要求や実施に向けた調整を行い、２０２６年度には取組を実施するスケジュールとしております。

そのため、今後はこのスケジュールをもとに進めてまいりたいと考えております。

次に、資料２を御覧ください。

「難聴児支援における現状と課題・対応案としての御意見」でございます。

前回の会議では、委員の皆様から個々に現状と課題、対応案について御意見をいただきました。

こちらの資料はその内容をまとめたもので、改めまして現状と課題など前回会議の御意見を振り返っていただき、全体をとおして取組方針の検討に向けた

御意見を賜りたいと存じます。

資料を大きく上・中・下段と分けてございますが、上の段が「望ましい支援・手続き等」のあり方、中央の段がこれに対する「現状と課題」、下の段が「対応案としての御意見」でございます。

これらの内容を一番上の項目のとおり、出生から就学期までのそれぞれの時期ごとに整理しております。

上の段の「望ましい支援・手続き等」でございますが、「出生～生後1か月」では生まれた子はどの子も産院などで新生児聴覚検査をもれなく受けることが望まれます。また、その費用は市町村から助成されること、検査結果がリファーマであったときはもれなくすみやかに精密検査の検査機関について紹介があることも望ましくあります。

また、リファーマとなった子は生後3か月までには精密検査をもれなく受けることが望まれ、さらに難聴と診断された場合は相談できる支援施設の情報が偏りなく提供されることが望まれます。

そして、支援が必要な子に対しては、生後6か月までに必要とされる支援が開始されることが望まれます。

例えば、児童発達支援センターの利用や聾学校の聾乳幼児相談、音声言語・手話言語の獲得に先立ち脳の発達を促すための支援などがあります。

こうした支援施設などをはじめ、幼児期・就学期においても、難聴の程度を踏まえた適切な保育、教育などがひとりひとりの子どもに行われる必要があります。

さらに、先天性難聴が見過ごされてしまった方や中途失聴の方など、支援を必要とされる方がほかにいらっしゃらないか、関係機関などの支援者それぞれが注意し、必要とされる支援につなげることが重要です。

また、保護者に対する支援も重要であり、不安を抱える保護者の方が相談できる場や情報交換の場も求められているところです。

一方で、この下の段でございますが、現状はこうした望ましいあり方と異なっているところが多くあり、前回会議で皆様から現状と課題がどのようなものであるか御意見をいただきました。

新生児聴覚検査については、もれなく検査を受けてもらえるような仕組が整っていないという御指摘があり、検査結果や受検状況の把握、受検費用の助成など市町村によって対応が異なる状況にあるということでした。

また、難聴と診断された後の支援については様々な御指摘がありました。

言語の獲得の観点で、音声言語と手話言語についての御意見としましては、補聴器の早期装用が困難であること、手話のことを知って身に着ける場がないことが挙げられました。

保護者支援の観点では、学びの場や不安・悩みを相談できる場、保護者同士の交流の場がないことが御意見として挙げられました。

ほかに、相談できる施設の情報として提供される内容が統一されておらずまちまちであること、全体的に相談や支援の体制が整っていないことから聾学校による聾乳幼児教育相談に体制以上の多くの相談が寄せられていることについても御指摘がありました。

幼児期・就学期については、幼稚園・保育園に入る段階で支援が途切れてしまうこと、教職員が難聴に関する知識や経験が乏しいことも御意見として挙げられました。

こうした現状と課題に対する御意見としまして、この下の段でございますが、新生児聴覚検査については、受検状況や検査結果を管理・把握できる仕組みづくりや学校から家庭への接触により検査を受けることに意識を向けてもらうことが挙げられました。

また、音声言語・手話言語の獲得のために補聴器や手話に関する取組、支援施設の情報、支援者に向けた講習などの御意見も賜っております。

また、事務局からの補足としまして、前回会議では他県で運営されている「難聴児支援センター」の事例から、取組の進め方としてセンターの設置についてのお話もございました。

このことについて、センターを運営している一部の県に運営状況を事務局が確認しましたところ、いずれかの関係機関や関係団体に委託により実施するところが確認した中では多くあり、委託先としましては、大学病院、福祉団体などがございました。

いずれも委託先の機能を活用して相談支援を展開しているといった状況でございました。

以上が前回会議の御意見の振り返りでございます。

現状と課題につきましては、前回会議の御意見では幼児期・就学期の部分が比較的少なくありますが、この箇所に限らず付け足しがございましたら御発言願います。

先の資料1でお示しましたスケジュールのとおり、前回会議の内容を踏まえて、今回会議では皆様から今後の取組方針の検討に向けて、取り組むべきことの内容とその方法について御意見を賜りたいと存じます。

皆様、どうぞよろしくお願い致します。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

それでは、難聴児支援全体に関する今後の取組の方針について、委員の皆様

から御意見をいただきたいと思います。

また事務局からもお願いがありました。現状と課題について、特に幼児期や就学期など、付け足しがあれば御発言をお願いしたいと考えているところです。

どうしてもセンターを設置しようという議論が先に出てしまって、でもそれで全て解決するということでは全くないと思いますので、何のためにそれを作るのかとか、そこで何を行うのかとか、誰がやるのかっていうことを、現状を踏まえたうえで、到達点に持っていけないといけないなと思っています。

プロセスを重視して議論をしていきたいですし、そのためにいろんな立場の委員が集まっていだいていてと思いますので、そこは是非押さえていただきたいなというふうに考えています。

それではまずこちらから御指名をしながら進めていきたいと思いますが、まず当事者の御意見を伺いたいのです。中嶋委員からお話いただければと思います。

中嶋委員、いかがでしょうか。

(中嶋委員)

それでは、資料の2の中のことをお聞きしたいと思いますけども、「～生後3か月」というところの開始時期が書いてないんですが、ここは、「生後1か月から生後3か月」なのでしょうか。

それとも、「生まれてから生後3か月」のことなのでしょうか。

(医療療育支援室 都主査)

はい、ここのあたりはですね、頭の部分はあまり厳密には考えておらず、生後3か月までに精密検査を受けていただくことが望ましい。

それから、生後6か月までに、診断がおりた方は、必要な療育に繋げることが望ましいと、国もそうした指針を示していることから、どちらかというとお尻のところを強調して、こういう書き方とさせていただきました。

(中嶋委員)

分かりました。

「～生後3か月」と「～生後6か月」の対応案の中に丸が3つあって、その真ん中の丸に「医療機関を初め関係機関に手話言語を紹介する取組」とあると思うんですけども、そちらの方は「～生後1か月」の中に付けることはできますか。

(都主査)

そうですね、そういったことも含めて取組みをどのように進めていくかというのを御議論いただき、皆様の御意見を踏まえて検討して参ります。

ですので、御指摘のように、この取組みをより早い段階から実施するということもあり得るかと思います。

(柏倉会長)

対応案の「～生後 1 か月」までの丸の 2 つ目にも関係してくるかなと思うんですね。

保護者の不安ということをおっしゃっていたので、その情報提供の 1 つとして、手話言語ということも当然含まれるという理解でいけば、中嶋委員のご指摘は解決すると思うんですけど、いかがでしょうか。

(中嶋委員)

ありがとうございます。その通りです。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

(江崎委員)

小児センター耳鼻科の江崎です。

追加ですけれど、この「～生後 1 か月」っていうところにあるのは、基本的に新生児聴覚スクリーニングをやって、その再検査をしたりとかですね、実質的には産科が関係をしています。

この生後 1 か月以降ぐらいから耳鼻科の方が精査を行って関わっていく形になりますので、産科の先生に、親御さんから聞かれたらそういう情報もあるよという形でお示しする程度が現実的になるのかなと思います。

親御さんからさらにもう少し詳しい話をととなると、やはり耳鼻科の方にかかっていたところ、精査をしながらそういう手段についてのお話をするというのが、医療者の方からは現実的かなというふうには思います。

(柏倉会長)

医療機関としての枠組みで、この時期の限定が前提としてあるということなんですけど、これからは福祉とか、保健医療、いろんな意味での連携が求められるので、逆にそこに限定しないで関係機関というふうに今県は示していて、そこはある意味重要かなというふうには思いますね。

ただ、今おっしゃったようにやっぱり医療としての区切りはあるので、そこと上手く兼ね合っていないと、中嶋委員のような、不安にどう対応するのっていう話が出てくると思います。

そこは是非、この関係機関というところで、医療に限らず、広く保護者の不安を和らげるような情報提供が求められるということを記述しておく必要があるのかなと思います。

その他関連して、もしくはそれ以外の事であればお聞きしたいと思いますが、先に御指名させていただいた中嶋委員は、今御指摘の部分以外はよろしいですかね。

(中嶋委員)

今のお話まとめていただいたので、大丈夫です。

ありがとうございました。

(柏倉会長)

それでは、最初に申し上げたとおりまずは当事者からお話を伺いたいと思いますので、岡部委員、何かありましたらお願いしたいと思います。

(岡部委員)

今の続きになりますが、産後1か月で、保護者、お母さんはあんまりアクティブに動けません。

病院に行くのが必死ですし、それで難聴も分かった、手話も勉強しないといけないってなって、一気に何かを勧められると、多分いただいた資料を鞆の中で眠らせてしまうか、お家の棚に置き去りになってしまうことが多いかなと思います。

でも、手話と出会えることはとても大事ですし、お母さんが一歩でも二歩でも先に進んでいただくことはとても大事なので、私はここで1つ、他県でやられている資料を御参考までに御紹介したいと思います。

はますくノートという浜松市が出しているノートですが、お子さんの成長を記録する、とても長い目で見た成長の記録を書けるファイルになっています。

ファイルは閉じることも出すことも自由にできるんですが、最近はそれがノートに変更されたということで。

ファイルは大きいので持ち歩きが大変で、ノートになったようです。

内容を印刷してみたら本当に素晴らしいもので、これが聴覚障害と分かったお子さんの手元にあれば、例えば、そこに手話のことならこういうセンターに行くといいよとか、耳のことに関する病院の記録や聴力のデータとかも書いてあ

るってということで、長期に渡って見守れるのではないかと思います。

はまずくノートは発達障害とか聴覚障害に特化しているものではないですけども、とてもきめ細かくて、あと発達の段階というまた別のファイルがあって、それを多分差し込むようになってると思います。

聴覚だけでない、複数の障害をお持ちのお子さんが最近は増えているので、聴覚だけでなくいろんな面から専門家の先生の受診が必要な、診断が必要になっていう時は、これを使えば連携が取れるのではないかなと思います。

なので、私は愛知県で何か子供の成長を見守れる母子手帳とはまた別のノート・ファイルのようなものがあれば、これを持って聾学校さん行ってねとか、支援センターさん行ってね、とバトンタッチもできるし、また皆さんで共有することも出来て良いと思います。

幼稚部や幼児期、就学期になっても、このお子さんがどういう経緯で生育していたかという生育履歴にもなるので、すみません誰が何を作るところは、これから良いお話が進むことを願っておりますが、私の今日の1つ目標として、こんなのがあったら素敵かなと思ったので、一度見てみてください。

全国のそういった発達のノートを検索して見てみたんですけども、写真が貼れたり、イラストやカラーもとても綺麗で、私も付けてみたいなって、こんなものがあったら良かったなって思いました。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

やっぱり保護者の方はですね、お子さんの障害などが分かって不安に感じていて、最初に色んな情報提供を受けてもいっぱいいっぱいで、なかなか入ってこないというようなことで、タイムリーな支援とか、本当に必要になった時にじゃあどこに連絡すればいいのかっていう情報提供をすることが重要になってきていて。

視覚障害の分野でも、眼科医とリハの人たちが全国的なスマートサイトっていうのを作って、こういう時はここに相談、この時期はここっていっぱい書いてあるものを作っているんですけど。

ただそれを繋ぐ役割をする人がいないと、やっぱり書類を鞆に入れて眠らせちゃったり、引き出しに入れちゃったりして、そういうこともあったね、みたいなことになってしまって、本当に必要な時に機能しないこともあるんですけど。

私から逆に伺いたいんですが、聴覚の分野でそういった、例えばお医者さんたちや難聴の支援を行っている民間の事業所なんかで作っているパンフレットのようなものが愛知県にはあるんでしょうか。

(江崎委員)

愛知県では、私が把握してる中ではないですね。

やはり浜松市がある静岡県は、中核センターも作っていたりして、割と全国の中では先行して体制づくりをしていた方の県だと思うので、こういう取組みも、多分先行しているんじゃないかなと思います。

基本的に、聴覚に関しては、それぞれ新生児スクリーニング、1歳半健診、3歳児健診、就学児健診というふうにぶった切っているというか、そこがずっと連携を取れてないというのが問題なのかなと思っていて、まさにこの会議で議論していくところかなと思います。

(柏会長)

まあ将来的には、センターがそういうものをコーディネートしたり、見ていけたりしたらいいねって話にもなりますよね。

(江崎委員)

そうですね。

(柏倉会長)

あと、視覚障害の分野ではスマートサイトがあるんですけど、それを作ったら全部上手くいったかっていうとそうでもなくて、結局上手くいってる地域って、そういう資源に繋ぐコーディネートする人がいるとこなんですよね。

名古屋なんか割と上手くいっていて、それはなぜかっていうと、名古屋市総合リハビリテーションセンターに視覚支援部っていうのがあって、そこが医療機関とすごい連携をしていて、病院で失明するっていう患者さんが出るとすぐに、病院にリーチアウトして繋げていくような支援で、海外ではリンクワーカーって言ってるんですけど、そういう役割が恐らくこの会議で議論しているセンターに担わすべき機能の一つになっていくのかなと思うので、今いただいた岡部委員の御意見はとても重要なものだと思います。

お二人からまず伺いましたけども、その他に、事務局から御説明があった資料について何か御質問ありましたらお願いします。

(岡本委員)

小牧市の岡本と言います、よろしくお願いします。

先ほどのほますくノートではありませんが、小牧市では、成長記録ノートというものを市で作成しております。

ただ、これは聴覚障害に限ったものではなく、何らかの支援が必要なお子さん、

例えば発達障害であるとか身体障害その他診断名等がなくても育児にやりにくさあるお子さん等が対象です。そのお子さん、保護者やその方たちを支援する方たちにとっても大事なノートとして、10年以上続いているものです。

何が良いかというと、そのお子さんの今までの成長を知ってもらえるというのもそうですし、保護者が次の支援者に繋がる時に一から話さなくても良いというのもあります。

あと、支援者にとって今までの支援者がどんな支援をしてきたかということが、それを見れば分かるということにもメリットがあると感じています。

ただ、聴覚障害だけに特化したものではないので、様々な社会資源等の記載はなく、そのお子さんの育ちが母子手帳よりも詳しく書かれているというイメージです。

あと、出生から1か月のところで、保健部門としましては、新生児聴覚検査の受検費用の助成がほぼすべての市町村で実施されているところだと思います。

まずは全市町村が検査を全額助成すること、あと受検内容についてですが、検査機器が統一されてない現状があるとお聞きしておりますので統一されること、その費用についても県内で広域化されることによって、体制整備がなされていくものと思います。

また、今日机の上に置かれた高橋先生の問題点と対策の方にも少し書かれてあるので、また後でお聞かせいただけるのかなと思いますが、どうしても市町村毎に未受診者であるとか受検結果の把握状況が異なるといったところが、保健分野の大きな課題と感じております。

国が今年度の補正予算案で、1か月児健診の補助金制度を創設しましたが、その1か月児健診の項目の中でも、新生児聴覚検査の結果が盛り込まれており、新スクの検査時だけでなく、1か月児健診でもう1回把握するという動きに全国的になっていくと思われます。

以上です。

(柏倉会長)

はい、貴重な情報ありがとうございました。

また小牧市の取組みのような好事例があると思うので、こういうのを本当はどっかで情報共有出来ると良いですね。

県の障害者施策審議会でも、自治体毎に非常に良い取組みがあるんだけどそれがなかなか県内に行き渡ってないので、参考事例としてどっかで紹介をしていけるといいのかなと思いました。

さて、ここで一旦打ち切りたいと思いますが、事務局の方から何かコメントよろしいですか。

(医療療育支援室 都主査)

そうですね、具体的なところはこれから、今日いただく御意見を踏まえて検討して参りますが、今までにいただいた御意見から、生まれてからずっと切れ目なく支援するということを具体的に求められているんだなと感じました。

特に、いきなり保護者の方に詰め込むのではなくて、必要な時に必要なものにアクセスできるような、ちょっとそこも、保護者の方の中には早くそれを受け取れる状況にある方もいらっしゃるかもしれませんし、なかなか受け取る体制が整わない方もいらっしゃるかと思いますが。

ひとまずは、多分生まれたばかりだと御本人は御自身ではどうにも出来なくて、基本的には保護者の方が立ち回っていただくことになるかと思うので、必要な情報にアクセスしやすいような、それでいて、関係者が多職種でその子をずっと切れ目なく支援していけるようなあり方が、これから作り上げていく施策には求められているのかなっていうことを思いました。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

今までいただいた意見をもとにまた深めていただくということですが、行政とか関係機関だけではなくって、やっぱり親の会とかですね、障害者の団体っていう存在が非常に大きくて。

そういう人たちと繋がるということも保護者にとってはとても安心感に繋がりますし、子育ての先輩から教わることも大きいですし、同じ障害がある立場でサポートするっていう点でも、そういったところに繋がるというのは、これなかなか行政から繋げるって難しいんですけど、地域の団体が声を掛け合っていくっていうことも必要かなと思っているところです。

(荒木委員)

千種豊学校の荒木でございます。

まず資料2の確認というところで、「出生～生後1か月」の対応策の2つ目の丸なんですけど、これ「学校から家庭へ接触し」という記載があるのはどういうことかなと思いましたので、お聞きします。

(医療療育支援室 都主査)

前回の会議の際に委員の方からいただいた御意見をもとに、御発言の要旨をここに入れさせていただいております、具体的な方法の話というよりはアイ

デアとしていただいたものなんですね。

方法としては特にその時には御発言が無かったんですけれども、学校側から、実際に難聴で困っているお子さんが学校現場でどういう状況にあるかっていうことを、まだ検査を受けてない状態の御家庭に提供することで、検査を受ける必要性を分かってもらえるんじゃないかというお話しから、その御発言をもとに書かせていただきました。

すみません、特に方法論的なところはございません。

(荒木委員)

ありがとうございます、あと2点お願いいたします。

もう1点、先ほどのノートが存在のことで、私たちも東海地区の聾学校のPTA研修会で岐阜県のセンターの設立についてお話を伺った時に、保護者の方が、愛知県でも是非こういうノートが欲しいっておっしゃっていて。

岐阜県にもあるんですけれども、そういったことを本当に強く言ってみえたので、色々な自治体を参考にして、愛知県の形が出来ると良いかなというふうに思っております。

もう1点なんですけれども、幼児期就学期のところが少ないということですが、あくまでも医療の現場ですと検診ごとに区切りがあると思うんですが、言葉をいかに育てていくかっていう視点ですと、ここに切れ目はなかなか作りにくくて、やはり言葉の発達をどう促していくかっていった視点で取り組んでいかなければならないのかなっていうふうに思います。

本校で言いますと、乳幼児教育相談の中で、やはり保護者に対する相談業務と、あとは集団の活動ですとか療育の場での活動で、言葉を育てていくといった視点が入っておりますので、そちらについては、実際の幼児のお子さんですと聾学校入学まで、又は就学までって言ったところがずっと継続されるような形になるかと思えます。

参考までに、今年度の、先週2月16日までの乳幼児の教育相談の延べ件数ですね、お1人の方が1回学校に来ると1回というふうに考えたところ、0歳1歳2歳で、本校の件数が2,528件です。

3歳4歳5歳で聾学校に通っていないお子さんの相談件数が374件です。

岡部さんが担当していらっしゃる東浦校舎の件数ですけれども、こちらにつきましては、15組の方が利用されておまして、合計420回になります。

合わせて3,322件が、4月から2月までの相談件数の延べ件数、ちょっとざっくりしたところではありますけれども、そのぐらいの相談件数があるといったところをご報告させていただきます。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

とても貴重な情報と、また最初に御指摘があった学校からってというのは、学校に限らず、関係機関からとかぐらいい変えておいた方がいいんじゃないすかね。それで、岐阜県のノートってというのはこれ、岐阜県が作ってるんですか。

(荒木委員)

岐阜県のセンターです。

(柏倉会長)

はい、わかりました。

じゃあ、これも我々の課題ということで。

それから、乳幼児のこの相談件数は凄いですね。

これが教育委員会管轄の学校だけでやれるんですかって、逆にもっと県が入っていかないといけないんじゃないかと、学校に任せっ放しっていう印象をちょっと持ちちゃったんですけど。

そういうことじゃない事業っていう気もするんですけどね。

結局、今さっきのセンターじゃないんですけど、何もないから聾学校に負担がどんどんいってるっていう現状ですよ。

この辺りについて、いかがですか。

(医療療育支援室 都主査)

そうですね、1回目の会議でも正に同じ御指摘がありまして、本来あるべき必要な支援を提供出来ていない、若しくはそこに繋がっていないから、やっぱり比較的仕組みとして繋がりやすい聾乳幼児相談の方に相談が集中してしまっているということがあるかと思います。

センターの設置云々というその方法はひとまず置かせていただいて、先ほどこから、生まれてからの切れ目ない相談支援ということが求められているという御意見がございますので、そうしたことをこれから充実させていけば、こういった聾学校さんでの負担軽減に繋がっていくのではないかと考えております。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

(加藤委員)

産婦人科の加藤です。

乳幼児の相談件数がかなりあるということですが、それはざっくり、どういった相談なんでしょうか。

と言いますのは、「出生～生後 1 か月」、最初に江崎委員の御発言でもあったんですが、この時点というのは、産婦人科が主にその症例にタッチするケースが多くてですね。

ただその時点では、まだ難聴というふうに診断が付いていないんですよね。

難聴かもしれないと言う状況で、耳鼻科の専門的な精密検査が行われると。

そうしますと、今の僕の質問というのは、今の乳幼児の相談の中には、もしかしたら難聴なんじゃないかとか、本当に難聴だとまだ決まってないけれども相談される方が結構な件数でもしいらっしゃるならば、そのあたり患者さんに不安を与えるような情報を伝えしまっている産婦人科の問題もあるのかなと思ひまして、それで伺いました。

(荒木委員)

実際、リファアのお子さんに保護者が心配で心配で、どこに相談しに行ったらいいんだと、こんなふうに言われたんだけどどんな状況なんだろうっていう御相談もあります。

実際のところは岡部さんが相談員でやられてるので、岡部さん何かございますか。

(岡部委員)

今はネットで色んなことが検索出来てしまって、保護者の方は間違った情報も捉えて一人で随分落ち込んでしまいます。

でも、ここ最近は保健師さんから繋げていただくことが本当に増えました。

とても有難いことで、早い子は生後 2 か月ぐらいで見えますが、聴覚障害は難聴だけではなくて、一側性であったり、小耳症であったり、色々な聴覚障害のお子さんがいて、お友達が聾学校に通っているからとか、聾学校に行っているよ、こんなことやっているよ、みんなで遊んでいるよみたいな情報が流れるので、恐らくこの 1～2 年で、生後 2 か月ぐらいの子が最短で相談に見えています。

まだ生後 1 か月ぐらいですと、やっぱりお母さんたちは次の検査までにでもいてもたってもいられない。

リファアって言われたけど、次の検査の予約をするまでの間に、何の検査をするのかとか、どんなことをするのかとか、病院はどこがいいですかっていう御相談はありました。

(柏倉会長)

ということは、関連してですけど、誰かから聾学校に行って相談を受けるというわけという流れではなくって、保護者同士とか、親同士の繋がりで、何とか聞き伝てで来るような、どっちかっていうとインフォーマルな形で繋がっているというのが多いという印象ですか。

(岡部委員)

もうその通りで、今LINEの小耳症グループとか難聴グループとか、保護者さんの方が情報量が多くて、小耳症の体験手術はこの病院がいいよとか、もう予約が埋まってるとか、却ってそちらから聞いて知る情報なんかもあります。

そうしますと、愛知県は病院が多いので、産院でリファールと言われて、その次、精密検査検査ですね、ABR・ASSRなどの検査はどこで受けた方がいいですかという質問もありましたので、私の立場としては、平等に、愛知県には、こことこことここがありますが、やはり小さなお子さんを連れて行くのでお家から近いこと、あと、その先も長くお世話になる病院に最初から行かれた方が、お母様がまた転院転院ってなると大変なので、一度御家族でも相談してみてくださいという形で、情報はフラットにお伝えすることを心がけています。

(柏倉会長)

本来、公的な機関とか情報提供すべきことが出来ていないので、そういうネット情報とかで、保護者が右行ったり左行ったりしてしまう状況が愛知県だということですね。

基本的に聾学校に来る保護者の相談っていうのは、少し緩和されている状況が印象としてはあるのでしょうか。

(荒木委員)

聾学校が岐阜県には1校しかないものですから、そういった問題もあるのかなとは思いますが、そこはセンターと聾学校が一緒についていうような形も取られているというふうに伺っております。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

本来、今日のスケジュールだとこの話題はもう随分早く終わってなきやいけないんですけど、重要な話題かなと思ってちょっと長めに議論させていただきました。

今までのところで事務局から何かコメントはありますか。

(医療療育支援室 都主査)

そうですね、先ほどの話と繋がる場所はあるのかなと思ひまして、やっぱり必要な情報源とかそういうものが仕組みとしてないから、保護者の方が自ら頑張って右往左往されていらっしゃるんだなあということが、今のお話でよく分かりました。

なのでやっぱり、生まれてから切れ目なく支援していく仕組みと、あとはその情報ですね、繋がるものが出来上がることで、そうした本来必要としないご苦労っていうのを減らしていくことは出来るかなと考えました。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

とても皆さん貴重な意見で、私もこの会議の必要性が改めて認識されました。それでは、あと1件で次行きますね。

(江崎委員)

高橋先生が書いてくださった資料にもあるんですけど、結局、新スクの結果を共有するシステムの把握がちゃんと出来てないっていうところが一番の問題点で、リファアーになった時点で、さっき加藤先生も言われましたけど難聴という診断ではないので、ただ少しタイムラグがあり、それを把握しないと支援にも繋げられないので。

リファアーってなった時に、その地域の保健師さんだったりとかと少し情報共有出来るようなシステムがあれば、どこで精査を受けたらいいかっていうような質問であれば、聾学校の先生だけじゃなくても保健センターの保健師の方でも情報提供が出来る訳なので、そうするとみんなで共有出来て、貴重な聾学校の先生の時間を、難聴という診断が付いた方々にさらに集中していただくことも出来るので。

保健センターとか、そういう行政的な所との結果共有っていうシステム作りをしていくことが大事なんじゃないかなというふうに思いました。

(柏倉会長)

ありがとうございました、全体のまとめをしていただいた感じになりました。それでは、次に移りたいと思います。

報告事項(1)「令和6年度県事業について」、事務局から説明をお願いします。

8 報告事項(1) 令和6年度県事業について

(医療療育支援室 原主事)

それでは、まず始めに障害福祉課医療療育支援室の原から、令和6年度県事業のうち、障害福祉課関連の事業について説明いたします。

資料3の1ページ目をご覧ください。

この表の見方について説明致します。

左欄が令和5年度実施見込みであり、右欄が令和6年度実施見込みとなっております。令和6年度予算については、現在の2月県議会において要求しているところであり、予算の確保が確定しているものではございませんので、御承知おきください。

さて、事業の説明に移りますが、県障害福祉課関連として、令和5年度からの継続事業で「愛知県軽度・中等度難聴児支援事業費補助金」を実施して参ります。

事業内容に変更はなく、予算額については、毎年度実績を基にしているため、若干の変動はございますが、令和6年度予算額については令和5年度予算額と同様、8百万円余となっております。

次に、表の下段にございますその他の取組として、これらも継続事業となりますが、県障害福祉課内に手話相談員を配置するとともに、愛知県県民相談・情報センター及び各県民相談室において、予約制で手話相談員による出張手話相談を行って参ります。

また、市町村における児童発達支援センターの整備を促進して参ります。児童発達支援センターは、地域における難聴児を含む障害児支援の中核的機能を有する施設であり、圏域での設置も含め、全市町村に整備することを目標に掲げ、整備の促進を図っております。

以上が、障害福祉課関連事業についての説明となります。

(健康対策課 有竹主任)

健康対策課から、取組について説明いたします。

県では、新生児聴覚検査の受検率の向上等を推進しております。

新生児聴覚検査は、先天性難聴児を早期に発見するために有用な検査で、精密検査で難聴と診断された方に対し、早期に適切な支援を行うことで自立した生活を送るために必要な、言語・コミュニケーション手段の獲得につなげることができ、すべての新生児に受けていただくことが望ましい検査です。

そこで、健康対策課では平成30年度から「愛知県新生児聴覚検査体制整備推進会議」を開催し、課題の整理・解決のための方策や、今後の取組等について検討しております。

令和5年度の会議は、令和6年1月25日に実施したところであり、会議の中

で検討した内容について、医療機関や市町村に共有を行うなど、関係各所と連携して新生児聴覚検査の推進を図っていくところです。

市町村では、母子健康手帳の交付時や両親学級等を活用して新生児聴覚検査の啓発を行い、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問等の際に母子健康手帳等から検査状況を把握し、未受検者への勧奨や難聴と診断された方に個別支援を行っています。

また、後天性の難聴や進行性難聴、新生児聴覚検査を未受検の方もいるため、乳児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診において聴覚の状態を確認するなど、積極的に難聴児の早期発見に努めています。

健康対策課からは、以上です。

(特別支援教育課 鈴木指導主事)

一つ目は、個に応じた教育推進事業（ろう幼児教育相談）です。

こちらは、ろう幼児教育相談に関わる事業で、聴覚障害のある幼児の早期教育を充実するために、昭和51年度より実施してきた事業です。

言語習得の基礎は3歳までにほぼ完成されることから、聴覚障害児には、早期教育が特に必要との観点から実施されてきました。

令和6年度は、本年度と同様、県立聾学校幼稚部設置校5校の千種聾学校、千種聾学校ひがしうら校舎、豊橋聾学校、岡崎聾学校、一宮聾学校に5名の相談員を配置します。

入学前教育のため、聾学校幼稚部入学は3歳ですので、0歳～2歳児を中心としています。例年、3歳児も相談数のおよそ四分の一を占めています。

今年度の相談数はまだ出ていませんが、例年相談数は、県内併せて200件前後で推移しております。

次に、盲・聾学校通級指導担当教員の通級による指導についてです。県立盲学校・聾学校の教員が、視覚障害や聴覚障害のある児童生徒が在籍している公立小中学校に出向き、障害の改善や克服を目的とした自立活動を行っています。聾通級に限れば、令和5年度は133人の児童生徒が受けたので、令和6年度も同様な人数になると思われます。担当教員は、愛知県には、国から10人が加配されており、県内5つの聾学校に二人ずつ配置されています。

次は、発達障害児等支援・指導検討会についてです。県立特別支援学校の教員が、希望のあった公立幼稚園・小中学校に出向き、幼稚園・小中学校の教員と共に、障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導方法を検討し、教員の資質向上を図ることを目的としています。そのうち、聴覚障害については、5つの県立聾学校に年間6回ずつお願いし、合計で30回の予定です。

最後に、市町村教育委員会や小中学校での合理的配慮の取組についてです。特

別支援教育課では、毎年、県内の市町村教育委員会に対し、合理的配慮の事例の報告をお願いしています。費用が必要であったり、それぞれで事情が異なったりするため、ここに書かれている事例が全てのケースで合意形成が図られているわけではなく、あくまでも、このような事例があった、という紹介になります。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

事務局から資料3について、3つの部署から御説明ありましたけども、これにつきまして何かありましたらお願いします。

(永田委員)

児童発達支援センターをやっております永田と申します、よろしくお願いします。

資料3の1/4のところです。

障害福祉課さんの補聴器の話で、参考ですけども、保護者1/3負担で多分県はやってらっしゃるかと思うんですけど、一応、実は名古屋市では補助して10%の負担で出来るような形でやってたりとかしていて、他の市町村とかでもしそういう情報あれば、また教えていただければと思っております。

あともう1点、この資料の中に、その他の取組みに丸が2つあって、下の児童発達支援センターの整備ということで、私ども児童発達支援センターには3種類があって、そのうちの 하나가、主に難聴児の方を対象にした児童発達支援センターということでございまして、これは国の制度として、言語聴覚士を最低4人以上付けなさいということで6人で運営をさせていただいております。

そういった難聴児を主とした児童発達支援センターは県内にうちと豊田市の2ヶ所ぐらいしかなくて、多分聾学校さんとか比べたらですね、圧倒的に少なくてですね、今さっき聾学校さんのもの凄い相談件数聞いてびっくりしてたんですけど、うちはそこまでの件数は全然無いというかですね。

情報として、聾学校っていうのは多分そういうところだろうってことで、あんまりこちらの方にはまだ来てないかなという状況で、そこら辺の情報提供の仕方とか、やはりどこに相談出来るかっていうことが、連絡先も含めて必要ななんというふうに思います。

そんなのパンフレット1つ渡せば分かるかと思いますので。

それで、すいませんちょっと外れちゃったんですけど、児童発達支援センターの整備で、地域における障害児の中核的機能を有するってところがありまんですけども、ここら辺ちょっと補足させていただきますと、来年度、令和6年度から児童福祉法というのが改正されまして、児童発達支援センターが、そういった

インクルージョン推進ってというような話であるんですけども、色んな周りの、保育園も含めた地域の中核的な所として色々支援していきましょうということが謳われておりました。

それにプラスして、今、難聴児を主とした児童発達支援センターとしてすぎのこ学園はやっておりますが、この間基準が出たんですけど、新しい基準でいくとすぎのこ学園は多分、一元化っていう形で無くなっちゃうかもしれないです。

一つに、普通の児童発達支援センターの中に取り込まれるというかですね、そういうふうになる可能性もあって益々情報が分からなくなるかなというところでは。

ここに児童発達支援センターの整備で 30 市町村にあるっていうんですけど、実際この中で難聴児に対して支援を出来るっていう所はほとんどないというかですね。

逆にそういった法改正でこれから変わっていく中で、何が出来るのかっていうことを、これから考えていかないといけないのかなと思っているところでございます。

戻っちゃう話ですけど、情報ですね。

この間も保護者の方から聞いた話だと、すぎのこ学園に今通ってる方もですね、すぎのこ学園に来るまで本当に時間かかったみたいなこと言ってですね。

やっぱりドクターにしても病院にしてもですね、詳しく説明される方とそうでない方とか色んな方がいて、それで保護者さんが心配して、どうしたらいいかっていうところで、色んな面で聾学校さんが一応分かりやすいんで行くのかなと思うんですけど。

情報を色んな方にね、連絡先とかどうしたらいいかっていうことを冊子作るだけならそんな時間掛からないかなと思うと、県さん主導で是非やっていただければなと思います。

はい、以上でございます。

ありがとうございます。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

この保護者負担 1/3 っていうのは、これは自治体によって差があるということの表記に改めていただくということでよろしいですか。

(医療療育支援室 都主査)

実際のところそうです。

この補助事業のスキームとしては、県と市町村と保護者さん 1/3 ずつとはし

ておりますけれども、結局のところその市町さん毎に取組みに差がある実情がありまして、県は県で限度額というかそうしたものを設けていることから、結局のところはこの通りではなくて、費用負担の面では、自治体毎で異なると考えていただいた方が近いですね。

(柏倉会長)

正しい表記としては、県 1/3 はいいいんだけど、あとは市町村によって異なるということですね。

(医療療育支援室 都主査)

はい。

(柏倉会長)

それとですね、この児童発達支援センターっていうのは、本来障害を選ばず支援をしなきゃいけないんですけど、実際聴覚障害とか視覚障害の専門家がいなくて、なかなかそうは言っても相談に応じてくれないっていう実情が全国的にあって、結局困って聾学校に頼ったり、視覚障害の場合は、もう学校の幼稚部とか教育相談にいっぱい来たりするんですよ。

そういう障害種別によっても日本は格差が大きいので、この問題をやっぱりどっかでね、きちっとやっていかないと、型どおりに行っても結局使えないということになっているという問題を前提に、物事を議論していかなきゃいけないっていう大きな今の御指摘だったかと思うんですけど、これはなかなか答えがないところだと思うんですが、実情はそうなっているということだと思います。

その他、県の事業につきまして、御質問等ありましたら。

それではここからちょっと時間をかけて、今日せっかくですね二つの貴重な御提案がなされてますので、これの紹介をいただき、さらに質疑することによって、前半の議論の延長の話も出てくるかなと思うので。

まずこれ一つ目、愛知県における難聴児をめぐる問題点と対策についてということで、これ高橋委員でよろしいですか。

お願いします。

9 追加資料 1 「愛知県における難聴児をめぐる問題点と対策（案）」

愛知県耳鼻咽喉科医会の高橋です。

資料を作らせていただいたのですが、これは本日、資料 2 で書かれていることと同じようなことのところもあると思うんですが、補足する意味でちょっと作らせていただきました。

私たちが感じている状況、問題点ってということとして、まず新生児聴覚スクリーニング検査の現状、一番目にありますけれども、初回検査を行ってそれから精密検査を行っていくのですけれども、その中で、初回検査でリファードと診断されてからその後の受検把握できている人数を勘案すると、少なくとも 200 人程度の難聴疑いの人が放置されている可能性がある、精密検査を受けていない可能性があるってということが考えられます。

ですので、やはり先ほど江崎委員が言われたように、こういう検査結果を把握して、そしてそれから支援が届くようにケア管理、集約する機関が必要だというふうに考えます。

そして二番目についてですけれども、これも新生児聴覚スクリーニング検査に関わる問題点なんですけれども、様々、保護者側の要因としては、必要性を感じずに同意しなかったってという例が統計で多く出てくるということは、やはり情報提供が必要ですし、あと医療側としても、母子手帳の記載・不記載だったりとか、あとは検査を行っても、かなりの数が擬陽性になっていたりする可能性があります。

なので、そういう検査の精度管理とかも必要になってくると思います。

そして、市町村の保健機関側の要因としても、それぞれ市町村によって把握する時期や方法が異なるので、結果の把握に時間が掛かったりとか、転入転出すると受験の有無も把握出来なかったりってということが色々ありますので、これらのことから、精度管理や保健師、行政、医療機関を連携する機関ってということが必要と思われまして、あとは、相談出来る専用の窓口が無いってことがありますので、診断されるまでの不安な気持ちを相談する窓口が必要だと思います。

そして、難聴児・保護者を巡る問題点として三番目にしておりますけれども、やはり新生児聴覚検査から医療機関を受診するまでの間、結果判明の間に不安な気持ちを抱えるってということとか、保健師さんが介入する時期は 1 か月ぐらいってということもありますので、そういう受診の結果と把握が必要ですし、難聴確定後ということに関しましても、やはり難聴児の保護者の方は健聴であることが多いですので、難聴の理解発育の影響、あと母子関係について多方面から継続的に見ていく必要がありますし、それが安定したコミュニケーション手段の獲得に至っていくって考えますので、専門性の高い相談窓口と多方面からの継続支援が必要というふうに考えます。

そして四番目に、多職種で関わっていますけれども連携をとるシステムと拠点がないということ。

これも今までの議論で出ていると思いますけれども、産科とか小児科、耳鼻科って医療機関が色んなところで関わってはくるんですが、なかなかそういった機関が連携を取るシステムがない、中心となる機関がないってところ

で。

それで、療育や就学に際して、保健や教育と医療機関との連携が必要になってきますので、連携を取るための機関が必要であるというふうに考えます。

それで、平成 29 年度に制定された新生児聴覚体制整備事業における令和 5 年度拡充事項には、このように精密検査結果を把握するための経費を補助対象として新スクの検査状況の把握、精度管理は必須事項というふうにされております。

今ここまで挙げた 1 から 5 の対策を含む、難聴児を生後から就学に至るまで切れ目なく支援していけるような、核となるようなものがやはり必要ではないかと思います。

そして 6 番目のところ、最初に県の方から他県のセンターについて調べられての御報告がありましたけれども、1 つこれは参考として、福岡県のセンターを紹介しております。

福岡県は、愛知県と大体同等の出生数があつて、そして令和 3 年に乳幼児聴覚支援センターというものが開設されております。

開所は月水金で、相談方法には電話、メール、来所などがあり、業務内容としては、今ここまでで課題として挙げているような、新生児聴覚検査の結果支援が必要となった児の療育開始までのフォローアップとか、情報を集約して療育開始の児を確認するとか、市町村への情報提供、各種の相談対応、そして新生児聴覚検査の精度管理、あとは研修とかですね、そういうことを業務内容としてやっているものなので、とても参考になると思いましてここに挙げてみました。

実際に、こちらからその状況を問い合わせてみたところ、登録児数が大体年間 200 人程度でした。

そして、相談件数は色んな所から、医療機関、行政、保護者とかもあります。

あとはそうですね、具体例としては、保護者に対するアドバイスだったりとか難聴児の会を紹介したりとか、それから新スク非対応機関での出産に対する対応だったりとか。

そして、育児放棄が疑われ医療・行政機関の連携を対応したりとか、医療機関の案内したりとかですね、そういう様々なことをやっているということをお教えていただきましたので、一応ここに参考として載せております。

はい、以上になります。

ありがとうございました。

(柏倉会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、せっかくの御提案ですので、この資料につきまして御質問等ありま

したらお願いします。

今後の愛知県における難聴児支援の議論を関連づけるような話し合いにしていきたいので、この資料に限らず御意見いただければと思います。

(岡部委員)

岡部です、お願いいたします。

今の問題点の中で、一番私が気になったのは、取りこぼしてしまった、検査が受けられなかった子たちをどこで拾うかというところが焦点になってくると思います。

乳幼児健診、新スクがありまして、そこでリファーマしくは再検査になったお子さんは次に進めますが、検査も出来ず、資料の3の4の2、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診という健診がありますが、ここでの聴覚の検査は、恐らく後ろから呼びかけて振り向くかとか、耳の横で擦ったら聞こえるかという、本当に簡易な検査なので、またここでもスルーをしてしまうお子さんというのは、無くはないかなと思っています。

私が思うには、やはり新スクと1歳6ヶ月の間にもう1回とか、1歳半のときにSTさんや、簡易でも聴覚検査ができるような検診のシステムが、地域でやっていただきたい。

耳の横を擦るだけだと余りにも簡易すぎるので、今ですと赤ちゃん用の機械もありますし、そういった検査の方法の見直しも必要ではないかなと思います。

発達遅滞のお子さんに関して、聴力に軽度の難聴があるというようなこともあるので、ちょっと気になるお子さんの聴力検査の進め方なども盛り込んでいただいた検診が、この幼児期に必要なのかなと思います。

一番どきっとするのは、就学時前に難聴が分かるというお子さんも無くはないので、そうなるとちょっとドタバタとしてしまうかなと思いますので。

あとは、赤ちゃんを集団に集めて検診をするというのも、昔と大分変わって月齢をすごく細かく分けてやっている市町村もあると思うのですが、その方法も多分市町村によって違うかなと思います。

何月から何月に生まれた子、何月から何月に生まれた子っていう細かい検査で、昔よりは、すごい集団で集まってすごく待たなきゃいけないっていうようなことは無くなったとは思いますが、現状をどう把握されてるのかなというのも気になります。

以上です。

(岡本委員)

とても重要なお話、御指摘ありがとうございます。

確かに、新生児の時期だけではなくて、進行性の難聴、中途の難聴もありますので、どの時期においてもスムーズに支援につながっていく体制整備がこれからの課題であると思います。

また、聞こえについて保護者への情報提供も必要だと思いますので、市町村で取り組んでいけるとよいと思います。

(柏倉会長)

ありがとうございました、その他いかがでしょうか。

(荒木委員)

一点質問をお願いします。

福岡県のセンターの内容のところで、相談件数の今年度前半で約 280 件という内訳が、医療機関が 46%ではほぼ半分、保護者は 3%っていったところで、実際このセンターは、医療機関の方が相談をして、それを保護者に医療機関として答えるようなシステムなのかといったところ、ちょっと分からなかったものですから御質問させていただきました。

(高橋委員)

そうではなくてですね、これは一般の方、保護者の方も自由にアクセスや相談が出来るっていう体制が取られていて、ホームページとかも出来ております。

今回内訳はこうだったっていうことで、一応結果として、医療機関が一番多いし行政も多いっていう状態ですけれども。

そうですね、ちょっと内容自体は良く分からないんですけども、こういう中核となるセンターが出来て、もちろん医療機関自体も情報提供とかが上手く回るようになってきたっていう部分もあるのかもしれませんが、保護者がアクセスしにくいとか、相談しにくいとかそういうことではなくて。

結果的に数値としてはこうだったっていうこととなります。

(荒木委員)

ありがとうございます。

(柏倉会長)

恐らくこれ、先生が御指摘された 3 番の、受診をした後の確定までのタイムラグっていうのがありますよね。

ここで先ほどの聾学校にワースと右往左往する保護者が行っているんで、そこで恐らく、迷ったらこういうところもありますよっていうことを、お医者さん

がおっしゃってて、それでこの医療機関 46%になってて、それでもやっぱり不安というか上手く繋がってない保護者が 3%っていうことであれば、随分効果は出てる感じですよ。

そういうふうに読んでもいいかなと思ったんですけど、いかがですか。

(江崎委員)

福岡に問い合わせたのが私なので。

少し書き切れなかった内輪の話もあったので、そこも含めてなんですけど、一応まだ設立してそんなに経っていないっていうところがあって、保護者の方や当事者の方々に、もう少しこれから広がってくださるっていうことです。

福岡県も愛知県に割と事情が似ていて、出生児数も結構多いし、いくつかの病院があって、言い方があるけどバラバラなところがあると。

やっぱり現場では皆困っていることとかもあって、これが出来たおかげで、医療機関、2次精査機関とかがとりあえずそこに1回、どういうふうにしたらいいかみtainな感じで問い合わせで相談するところから始まっているので、とりあえずこのパーセンテージなんですけど、今後また変わってくるんじゃないかなんと思っていますということはお聞きしました。

(柏倉会長)

私は、印象としては非常にいい数字じゃないかなんと思っています。

色々迷っている人が、この機関をハブとして使って、医療だけでなく行政も 41%とかすごく大きな数字で、たまたま見つけたとかそういうことではなくなっているんで、こういう何か流れをきちっとね、作っていくっていうことが1つモデルになるのかなんて思いました。

ちょっと私から聞きたいのは、2番の、市町村によって結果の把握の時期が異なるとか、時間が掛かったりとか、転入転出で掴めなくなったりとかっていうことなんですけど、これセンターが情報を一元管理するということなんですか。

県内の難聴児の情報を個人情報も含めて。

(高橋委員)

そうですね、それが一番望ましいとは思います。

それで、その結果を全部情報共有出来ることが一番いいのかなんっていうふうには思います。

割と福岡県のようなセンターで情報共有するっていう形を目指しているところはあって、静岡県とかもそういう形を今作っているっていうふうには聞いてはいますけれども。

(柏倉会長)

そういったところが早期に支援の流れに乗って、個別の支援計画とかそんなようなツールを使って、次のステップとして特別支援教育とかに繋がっていけばいいですね。

はい、ありがとうございました。

もう 1 件あるので、ある程度で打ち切りたいんですけど、その他いかがでしょうか。

よろしいですか、じゃまた時間が余れば最後にもうちょっと時間取りますが、次は小中学校における、言語聴覚障害児支援の現状についてということで、佐久間委員から情報提供をお願いします。

10 追加資料2「小中学校における言語・聴覚障害児支援の現状について」

失礼します、知県特別支援教育連携協議会の佐久間と申します。

小学校の教員です。

私の方から出させていただいた資料は、今年度の愛知県言語聴覚障害児教育研究会の会員の皆さんからいただいた意見について集約したものです。

この会自体は荒木委員の方が御専門家と思うんですけども、県内の小中学校の言語障害、あと難聴児の通級指導とか、特別支援学級また聾学校の先生方の現場の、担当者の方が集まられて、研究等を深めている会になります。

こちらの方にお邪魔しまして、この協議会の趣旨を御説明して、もしよければ現場の御意見をつていう話ですが、趣旨は説明しましたがなかなかの現場の声が切実ですね、本会の趣旨と大分ちょっと違うんじゃないかという御意見もありまして、またお願い事が非常に多かったのが、ちょっと申しわけないところもあるんですけども、全部読み上げてはいけないんでざっと集約しますと、主には医療機関との連携がしたい、情報共有がしたいということと、やっぱり保護者の方に学校の様子、システムを伝えて欲しいと。

これが正しいかどうかかわからないですけども、そういった就学についてのお願い事があったり、教育委員会関係を含めて、研修の場が欲しいと。

特に言葉の教室の、難聴児に限らず発達障害による言葉の遅れとか、未熟な言語ということで指導する方も一定いて、担当になってから研修が始まるということで、非常にスタートが遅れてしまうということの不安感が教員側にもあるということです。

今回のこの会とは随分また時系列が変わるんですが、中学校の先生方は、高校受験に対して非常にいろんな危機感を持っていらっしゃいます。

公立高等学校はもうほぼ合理的配慮がなされるんですが、私立の高等学校で

は学校間の格差が非常に激しく、合理的配慮が一切いただけないということで、いわゆる席の配慮とか、ロジャーの使用やスクリプトを認めてもらえないということも日常的に起きていて、進路担当する担当者が非常に苦労されていると。

この会でお話していいのかどうか分からないけど、直接お電話いただいて是非伝えて欲しいということがあるほど、現場は悩まれていることになります。

この会では各担当者がグループになってグループセッションをするんですが、私が入っている聞こえのグループの方々の御意見お聞かせいただきまして、先生方非常に色々工夫されて頑張っていまして。

そこでよく話題になったのが、最近この言語難聴の先生方で取り組まれているのが、日記指導というのを頑張っていると。

子供たちが日記を書いて、それにコメントを入れながら正しく言葉を使っていくとか、言葉の使い方を把握してくっていくのを、本当にたくさんの先生方が地域を跨いで議論をされているっていうのを見させていただきましたので、先生方も本当に現場で手探り状態だから、苦労されながら子供たちの支援に当たっているんじゃないかと。

色んなことを勉強したいから、何とか勉強できる機会が欲しいなっていうのも聞かせていただきました。

ちょっとこっから雑談になってしまうんですけども、先ほど荒木委員とか岡部委員が言ったみたいに、ああやって相談に行ける親御さんは本当に良いほうなのかなと思ひまして。

特に早い時期で、自分で不安感を持たれていて、相談に足を運ぶっていうのは言いますけれど、小学校期になると逆に、もう相談に行ってくれない親御さんが今度は増えてくるし、今まで相談をする必要があったかもしれないけど、何となくそれを放置したりとか目を背けてしまったりして年齢を過ぎてしまった方もみえて、知的障害とか自閉症の関係の親の会の方に聞くとやっぱり親御さんが入ってきてくれないと。

会の方に交流を求めない方もすごく増えてきてるっていうのがあるのと、不安だけど出掛けないと、仕事があるからとか、そんな余裕はないから無理って言って、心配が無いわけではないけども、やっぱり出掛けていかない。

そういった方々も、随分胸の内には悩みを持っていても、表したくないとか表せない方が増えているような気は肌感覚で感じています。

なのでその話を聞きながら、今日先ほどの岡部委員から子どもとお母さんのLINEグループから広がっていくっていう話を聞いて、だったらいつそのこと支援センターの方で公式LINEアカウント作っちゃえば話が早いかと個人的には思っています。

やっぱりすべてSNSなんです。

学校も今配布物はもう紙で刷りません。

ネット、いわゆるメール配信に添付で付けた方が親に届くと、子供に託すと子供が持っていけないから託さないでくれっていう話も増えてきてて、それやっぱ親御さんは学校の情報をすべてメール上でタップして、ホームページなりPDFを開いて確認をすると。

その方がいいんだっていう時代が来ているんで、相談事業なんかでも、これからは公式のLINEアカウントだ、インスタグラムだっていうところで、まず正しい情報をそっちから流していった方が、個人的にはなんか一番正確なんじゃないかなと、そんなことをちょっと思いながら聞かせていただきました。

最後になります。

学校側とすると、先ほど生後1か月までに学校から接触っていう話題が出ましたが、多分自分が話したことがかかるかと。

生後1か月で関わるわけではなくて、保健センターとか僕らが保育園幼稚園だけじゃなくって、それ以前の関係機関との連携を深めていくということが、実はこれからの子供たちの就学への支援であるとか、早期の教育支援にはすごく大事になってきているっていうのを今、感じているところであります。

ですので、生後何か月と限るわけではなくて、就園、未就園の子供たち、またその保護者にも学校の情報っていうのを、的確に求めに応じて教えていけるように、伝えていけるような場っていうのがあるといいかなと。

それが難聴の親御さんにすると、漠然とした不安とか悩み、よくあるのは、普通の学校に行けるのかしらとか、学校に行っていじめられやしないだろうかというような不安感を解消していくことで、もしかしたら療育とか、そういったところにもっと前向きになっていただけるんじゃないかなという思いでいます。

また我々にできることがありましたら声かけていただければ、各小中学校の方からも積極的に関わっていけたらなと思っております。

(柏倉会長)

はい、貴重な情報提供ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等ありましたらよろしいでしょうか。

(荒木委員)

今、佐久間委員からの資料の中で、本校にも言えることなんですけれども、言語聴覚士って言った文言がかなり入っているかと思います。

現在、本校においても、子どもさんの聴覚検査、聴力検査ですね、教員の方がやっておりますけれども、やはり今の人工内耳の精密なところですか、今後はやはり難しくなってくるだろうというふうに感じておりますし、その専門性っ

ていったところを維持継承していくのも、やはり学級数が減ってきておりますので、かなり困難さを極めております。

県の方でも今年度、専門家活用事業の方で、専門家の方を活用できるような形を取ってくださったものですから、本校としましては言語聴覚士の方に来ていただいて、自立活動の指導ですとか、実際に教員への指導の方を行っていただきましたけれども、今後はやはり、特に難聴の子どもさんにとっては、教育と言語聴覚士、また医療との連携っていったことがかなり求められるようになるのではないかなというふうに感じておりますので、今後また議論に上げていただければというふうに思っております。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

その他、全体通してでも結構ですので、お願いします。

(永田委員)

児童発達支援センターをやっている永田といいます。

先ほど学校での課題ということで、色々教えていただいたんですけど。

ちょっと戻ります資料 2 のところの、現状と課題のところですね、幼児期で、幼稚園とか保育園で支援が途切れるとか、教職員が難聴児に関する知識や経験が乏しいというのは課題としてありますけども、幼稚園や保育園で支援が途切れるというところで、うちすぎのこ学園というところで児童発達支援センターとして難聴児のお子さんを世話しているんですけども、その中で、大体 2 歳ぐらいまでが週 3 でうちの方に通ってきてですね、親御さんの支援も併せて、お子さんにこういうことやったらいいよって支援をずっとやっておりまして。

で、大体 3 歳になりますと、保育園に行ったりとか、或いは聾学校さんの方に行ったりとかですね、色々流れていくんですが、保育園に行った場合もうちでやっているのが並行通園という言い方していて、保育園に行きながら、週に 1 回、児童発達支援センターに親御さんと来ていただくという形でやっております。

そんな中で、実は、3 歳ぐらいになってくると、ちょっとこっちにあんまり来なくなったりするんですけど。

ただ、やっぱり 4 歳 5 歳になるとですね、就学に向けてちょっと心配だって親御さんがちょっと自覚し出してですね、しっかりこちらの方に来てくださると、そのような現状があつたりします。

その中でやっぱり 1 週に 1 回来ただけではあれなので、時々保育園の先生とかから相談あつたりしたらですね、またそこでちょっと、うちの言語聴覚士が相談を受けたりとかするというのがございます。

今後の話も含めてなんですけど、先ほど児童福祉法が改正されるって言ったんですが、その中で、インクルージョンの推進ってことで児童発達支援センターが地域の中核的機能をこれから持っていきたいと思いますというのがありまして、どうということかと言うと、言語聴覚士とかがですね、もっと保育園とかに出て行って、そういった支援の方ですね、報酬とか、今後評価されるようになってくるものですから、ちょっとどんだんうちも検討していこうかなというふうに思っています。

ただ、うちは保育園までなので、言語聴覚士がサポートするのは。

学校は学校でちょっと、何ともあれなんですけど、こちらの児童発達支援センターでは今後ですね、そういうことも含めて進めていくってことを、御報告をさせていただきました。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

2人の情報提供に関連して、全体通してでも結構ですが、最後にこれだけはあるというのがありましたらお願いします。

(加藤委員)

すいませんちょっと教えていただきたいんですが、新生児スクリーン検査が始まってもう10年以上にはなると思うんですが、その意義として、早期介入することによって難聴に対する効果が十分に発揮出来ると、そのために早期介入すると。

そういう目的で行っていると思うんですが、実際問題どうでしょう、この10年以上経過して、それなりの効果というものが出てきているのか、例えば、色々支援していただいています、その支援が必要無くなるような方が増えてきているのか、そういった状況というのはどうなったのでしょうか、変わりはあったのでしょうか。

そこら辺を教えていただきたい。

(江崎委員)

確実に効果はあります。

それはなぜかと言うと、やはり生まれたときに見た目ではわからないので難聴は。

一側の場合は、言語が比較的取れますけど、やっぱり両側難聴の子の場合は、始語が出るかどうかというところから始まるので、早く親御さんが気づく場

合もありますけど、一般的には、1歳過ぎとかから、言葉が遅くて、難聴診断になるので、1年はかなり大きい。

なかなかすぐに補聴に行けない子も、色んな事情であるはあるので、全員がというわけではないですが、やはり聞こえを切り取ると、確実に意義はあると思います。

言語獲得も、中等度ぐらいだと、補聴器で言語獲得も出来るし、昔より、多分早くから聴覚性言語っていうのは鍛えられるので、そういう意味での選択肢が増えていると思います。

ただ、これで新スクの実施率が100%になったとしても、全部は解決しないだろうというふうに思います。

聞こえに切り取ったことだけではなく、根本は解決するわけじゃないし、あとは本人の今の学校の話もありましたけど、ただの言語獲得ではないその後の教育とか、本人のセルフアドボカシーとか、そういうところが大きな問題にはなってくるので、支援というものが消えることは、100%これで診断して補聴が必要な人が100%とられたとしても、支援がなくなるってことはないかなというふうに感じています。

(加藤委員)

耳鼻科的な御意見としてそういうようで、実際、他の現場の方々としてやっばりこれやってきて良かったよっていうような生の意見とか、もしございましたら、教えていただきたいなと。

そういったことを結局、産婦人科医会に共有することが出来ます。

(岡部委員)

はい、聾学校では、保健師さん向けに毎年講習会を開催させていただいておりまして、このコロナ禍もずっと続いていたので、Zoomで繋げてやっているおかげもありまして、保健師さんから御質問をいただいたり、保健師さんから、こういうお子さんいるんですけど、繋げさせてもらっていいですかというお話をいただいたりすることもあります。

新スクをやって、検査でリファアとなったお子さんの相談件数も随分、一定数ありまして、早く分かるということは早く治療にも繋がられる、教育にも繋がられるということで、新スクは絶対にあつた方が良くと思いますし、そこからの保健師さんから各センター、学校などに繋げることも必要かと思います。

聾学校のイメージ皆さんどんなイメージかわからないんですけど、ちょっと重い子が行くとか、聴覚も今は人工内耳が随分発達しているので、人工内耳の子は聾学校じゃないかとかですね、その後の成長によって、誰がどう判断するのか

っていうのも、もう親御さん任せ。

地域を選択する、学校を選択するとか。

でも、一番私が言いたいのは、どの進路を選んでも、確実に平等な情報が子どもに入ること。子供は小さければ小さいほど自分で進路を選ぶことは出来ないもので、平等に、お子さんに情報って言っても小さいとなかなか難しいんですけれども、たくさんのお友達がいて、学校の中で聴覚障害が1人だけでも、大きな世界ではたくさんいて、その子たちと結ぶ、繋がるっていうことが、一番私は人が生きていく中での喜びになるのではないかと思います。

たくさんお友達、同じ仲間がここにいて、そして進路を決め、大学で出会うお友達や就職して出会うお友達、一番悩んだときに誰に相談するか、やっぱり自分の仲間とか親とか、一番の理解者、でも親もなかなか入りきれない年齢のときに、やっぱりお友達がいるって大事なので、親御さんにもいろいろ言って、頑張れ頑張れって言い続ける親御さんもいるかもしれないんですけど、私は、頑張れ頑張れではなくて、付けていても取っていても、ありのままのあなたでいいんだよという体制を、小さなうちから親御さんに分かってもらいたい。

お母さんも頑張ってはもらいたい時もありますけれども、お母さんは学校の先生でもないし、指導者でもないので、子どもを受け入れてもらえるような教育相談のアドバイスも含めて、思っているので、はい。

(柏倉会長)

ちょっと時間なので一旦ここで区切らせていただきたいと思いますと思うんですけども、世界的にも聴覚と視覚については、早期支援の有効性が研究分野でも非常にもう証明されていることなので、これはあえてここで議論することでもないのかなと思っています。

で、例えば特別支援学校においてなぜ幼稚部が聾学校と盲学校があるのかっていうのはこれもずっと以前から言われていることで、早期支援の有効性ってということで、実際には学校しかなかったんですね。

なので、盲学校も聾学校もすごい歴史が古いものですから、もう福祉の立ち上がる前からあるものだから、そこに頼るしかなかったっていうことが今、相談件数にも繋がっているんで、それを何とかするっていうことが多分この会の議論だと思うんですけども。

すいません、もうあと5分になっちゃったので、ここでちょっと紹介しなきゃいけないことがありまして。

最後に、参考資料「きこえない・きこえにくいお子さんを持つママ・パパへ」について、資料を御提供いただいた中嶋委員から説明をいただいてこの会を終わりたいと思います。

よろしくお願いします。

9 参考資料「きこえない・きこえにくいお子さんを持つママ・パパへ」

(中嶋委員)

愛知県聴覚障害者協会の中嶋です。

資料の方、聞こえない聞こえにくいお子さんを持つママパパへというものです。

こちらの内容ですが、国の方針、難聴児の早期発見早期療育推進のための基本方針政策に関する検討委員会で、全日本ろうあ連盟の方で出しましたものがあります。

その考え方に則りまして、ちょっと簡単に説明したいと思います。

まず、全日本ろうあ連盟という団体は、自立と社会参加を目指すための団体で、色んな差別の問題の解決とか、そういったことをやる団体でもあります。

その中で、国の先ほど方針に対しては、私たちの見解ですけれども、2019 年に当事者、耳鼻咽喉科医師や人工内耳ユーザーと共同し、人工内耳に対する見解を公表しました。

聞こえない子どもたちと保護者をメンバーとした、色々な支援に対するプロジェクトチームを立ち上げました。

その中で、こちらの資料の方を作成して配布いたしました。

最初会議のところで説明をしました通り、皆さん情報共有ということが一番大事だということでお話をいただいたと思いますけども、その中で、手話も含めて情報提供していただきたいというふうに考えています。

その内容も含めて、人工内耳、補聴器を活用してというまとめた内容で作っています。

手話も盛り込んで欲しいという内容です。

その時に、今までの話の中できちっとこう相談できる場というのと、窓口が必要という話が載っています。

それと、私の経験で言いますと、聴覚障害者の介護の施設をしておりますけれども、たまたま聾の学生の方がいまして、何人か実習として私たちの施設の方にもありました。

そのときに、聾の高齢者にお会いしたことがないというふうに学生さんがおっしゃられるんですね。

聾の子供は聾の高齢者に、会ったことがないとか、また仕事をやっている人の姿というものを実際分からないという話をもらいました。

ですからやっぱりこう、障害者が成長し大人になった聴覚障害者に会うということも大事だという話もしました。

あとは結果的として、今皆さんの意見を聞いて、とにかく情報提供をきちっと公平に平等にやってもらいたい、やってもらえるとありがたいというふうに思っております。

それともう 1 つ、私たち愛知県聴覚障害者協会の中に、あいち聴覚障害者センターというものがあります。

そちらの方はほとんど、仕事関係の悩みの相談なども受けておりますし、また手話通訳の派遣などもしております。

いろんな相談も受けておりますが、子供に対する相談はやはり少ないみたいなんですね。

先ほど杉の子学園のお話があったように、こちらのセンターも、まだまだちょっとPRが足りないのかなというふうに、ちょっと私としては反省しておりますけれども、今後皆様と関係作りをしてもっと相談できるような体制に作っていきたいと思っております。

ですから是非こちらの資料ですね、参考にしていただけるとありがたいと思います。

以上簡単で、短いですが説明させていただきましたありがとうございます。

(柏倉会長)

中嶋委員ありがとうございました。

本来ここに質疑の時間を取りたいところなんですけど、ちょっと予定の時刻に達していますので、また終わった後、個人的に質問がある方はお願いしたいと思います。

それでは、短い時間でしたけれども、貴重な御意見いただきましてありがとうございました。事務局におかれましては、本日の御意見をもとに、来年度の会議に向けて準備をお願いしたいと思います。

では、進行を事務局にお返しします。

10 閉会

(医療療育支援室 小河室長)

本日はお忙しい中、長時間にわたり協議をいただきましてありがとうございました。

本日いただきました御意見につきましては、しっかりと事務局で整理し、次の会議につなげていきたいと考えております。

なお、次年度、第1回の会議は7月19日(金)午後2時から午後4時に開催することを予定しております。

会場は、愛知県自治センター１２階 E 会議室となっておりますので、御注意ください。

委員の皆様方におかれましては、本県の難聴児支援施策の推進につきまして、引き続き御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。